(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
いわき市小名浜野田字田中一〇七番から同市小名浜野田字田中一〇六番まで	前	二八・九〇～三四・四〇メートル	〇・〇六〇キロメートル
	後	二八・九〇～二九・一七メートル	〇・〇六〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局磐城国道事務所

○関東地方整備局告示第百九十二号

荒川水系に係る指定区間外の一級河川荒川について、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六条第二項の区域を次のように指定する。

その関係図面は、国土交通省関東地方整備局及び同局荒川下流河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年四月十八日

関東地方整備局長　石川　雄一

次の図面の黄緑色で着色した部分に該当する土地の区域

（図面省略）

○関東地方整備局告示第百九十三号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第八条の二第一項の規定に基づき、同項第二号に関する海岸を汚損することを禁止する区域を、次のとおり指定する。その関係図面は、国土交通省関東地方整備局及び同局京浜河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年四月十八日

関東地方整備局長　石川　雄一

一　行為を禁止する区域

東京都小笠原村沖ノ鳥島の海岸のうち、海上保安庁が刊行する大縮尺海図に記載されている低潮線に囲まれた区域（図面省略）

二　指定の適用の日

平成二十八年四月二十八日

○関東地方整備局告示第百九十四号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第八条の二第一項の規定に基づき、同項第三号に関する行為を禁止する区域及び当該区域に入れること又は放置することを禁止する物件を、次のとおり指定する。その関係図面は、国土交通省関東地方整備局及び同局京浜河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年四月十八日

関東地方整備局長　石川　雄一

一　行為を禁止する区域

東京都小笠原村沖ノ鳥島の海岸のうち、海上保安庁が刊行する大縮尺海図に記載されている低潮線に囲まれた区域（図面省略）

二　指定の適用の日

平成二十八年四月二十八日

○関東地方整備局告示第百九十五号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第八条の二第一項の規定に基づき、同項第四号に関する海岸の保全に著しい支障を及ぼすおそれのある行為を禁止する区域及び海岸法施行令（昭和三十一年政令第三百三十二号）第三条の二第一項第二号の規定に基づき、海岸管理者が禁止する必要があると認める行為を、次のとおり指定する。その関係図面は、国土交通省関東地方整備局及び同局京浜河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年四月十八日

関東地方整備局長　石川　雄一

一　行為を禁止する区域

東京都小笠原村沖ノ鳥島の海岸のうち、海上保安庁が刊行する大縮尺海図に記載されている低潮線に囲まれた区域（図面省略）

二　動物若しくは動物の卵又は植物の生息地又は生息地の保護に支障を及ぼすおそれがあるため禁止する必要があると認める行為

土地（水面における土地を含む。）の表層のはく離

三　指定の適用の日

平成二十八年四月二十八日

○中国地方整備局告示第六十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十八年四月十八日

中国地方整備局長　丸山　隆英

第1　起業者の名称　鳥取県

第2　事業の種類　一級河川日野川水系北の原谷川砂防堰堤工事（鳥取県日野郡日南町霞字滝ヶ滝ヶ谷地内から同町生山字千石岩河原地内まで）

第3　起業地

1　収用の部分　鳥取県日野郡日南町霞字滝ヶ谷、生山字滝ヶ谷、字北ノ原及び字千石岩河原地内

2　使用の部分　鳥取県日野郡日南町霞字滝ヶ谷、生山字北ノ原及び字千石岩河原地内

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、上記起業地（以下「本件区域」という。）における砂防設備の整備事業（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備に関する事業であり、法第3条第3号に掲げる砂防法による砂防設備に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第2号の要件への適合性

本件区域は、砂防法第2条の規定により、平成23年2月7日付け国土交通省告示第89号において砂防設備を要する土地に指定されており、同法第5条の規定により、鳥取県知事は砂防設備の工事を施行する義務を有することなどから、鳥取県知事を代表者とする起業者である鳥取県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第3号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

北の原谷川（以下「本渓流」という。）は、鳥取県日野郡日南町生山及び霞地内に存する延長0.7km、流域面積0.14㎢の渓流であり、下流域には学校施設等複数の社会資本が存在している。

本渓流が存する鳥取県西部地域は、平成12年10月6日に発生した鳥取県西部地震（以下、「地震」という。）で多くの山腹斜面の崩壊や崩壊堆積物による土石流が発生した。また、豪雨等に誘発されて、地震に起因すると考えられる地山の亀裂部等において、土石流等の二次災害も多発している。

本渓流は、起業者が行った調査において地山の崩壊が確認されているとともに、地震による被害箇所及びその後の二次災害箇所の主な地質と同様に、斜面崩壊や地すべりが発生しやすいとされている風化花崗岩及び黒色片岩で形成されていることが確認されていることから、土石流発生の危険性が危惧されており、実際に、土石流発生には至っていないものの、豪雨時に土砂流出被害が発生している。

本件事業の完成により、100年超過確率日雨量の豪雨時に発生が予測される土石流を捕捉及び抑制することが可能となり、本渓流下流域の住民の生命、財産及び学校施設等の社会資本の保全が図られるものと認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。